

□ □ □
憲法
5 次は、憲法上、衆議院の優越が認められているものについて列挙したが、妥当でないのはどれか。

- (1) 条約の承認
- (2) 内閣総理大臣の指名の議決
- (3) 法律案の議決
- (4) 予算の議決
- (5) 憲法改正の発議

□ □ □
憲法
6 次は、いわゆる国務請求権(受益権)に関する記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 請願は、国や地方公共団体の機関に対し、その業務に関する事項について希望を述べることとするところ、適法な請願を受けた当該機関は、これを受理し、誠実に対処しなければならないが、請願の内容の実現や、何らかの措置をとる法的義務を負うものではない。
- (2) 請願は、自然人たると法人たるとを問わず、また、日本国民に限らず、外国人でも行うことができ、その手続きは、請願事項を所管する官公署に対し、文書又は口頭で行う。
- (3) 刑事補償は、拘禁・拘留された後に無罪の判決を受けた者に対し、国が身体を奪った結果責任として補償するものであり、違法行為について責任を負う国家賠償とは異なり、身体拘束の適法・違法、公務員の故意・過失の有無を問わない。
- (4) 憲法17条(国及び公共団体の賠償責任)は、何人も国家賠償請求権を有する旨を定めているが、国賠法は、外国人が被害者である場合については、相互の保障がある場合に限り、同請求権が認められている。
- (5) 憲法32条(裁判を受ける権利)は、全ての国民が、憲法又は法律で定められた裁判所で裁判を受ける権利を有していることを保障しているものであり、訴訟法で定める管轄権を有する具体的な裁判所で裁判を受ける権利まで保障したものではない。

□ □ □
行政法
7 次は、条例と規則についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 条例には、個別的な法律の授權(委任)なしに、住民の権利・自由を制限し、義務を課す規定を置くことができる。
- (2) 知事は、法令又は条例の委任がなくても、その権限に属する事項について、その住民の権利・義務に関する規則を制定することができる。
- (3) 地方公共団体の長が制定する規則においては、規則に違反した者に対し刑事罰を科する旨を定めることはできない。
- (4) 地方公共団体の長の規則と委員会の規則が抵触する場合、委員会の規則が優先される。
- (5) 法令の目的や内容が全国的に規制を統一する趣旨である場合は、これに抵触する条例を制定することはできない。

□ □ □
行政法
8 次は、地公法に規定されている公務員の義務についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないが、上司が命令した内容の違法性が重大かつ明白である場合には、その命令に従う必要はない。
- (2) 職員は、在職中のみならず退職後においても職務上知り得た秘密を漏らしてはならないが、裁判等において、任命権者の許可を受ければ、証人として職務上の秘密に属する事項を証言することができる。
- (3) 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
- (4) 職員は、同盟罷業(ストライキ)、怠業(サボタージュ)、その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。
- (5) 職員は、いかなる場合であっても、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得るいかなる事業若しくは事務にも従事してはならず、これらの行為をした場合は懲戒処分の対象となる。



106

- (2) **正しい。** 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる(地自法15条1項)。
- (3) **正しい。** 規則においては、条例と異なり、刑罰を設けることはできず、秩序罰しか認められていない。規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を規則に設けることができる(地自法15条2項)が、この「過料」は、刑罰ではなく秩序罰である。
- (4) **誤り。** 枝文の場合、地方公共団体の長の規則が優先される。委員会の規則は、「法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて」定められるのであり(地自法138条の4第2項)、条例や長の規則にも違反することができないと明確にされている。
- (5) **正しい。** 条例は、法令に違反することはできないことから(憲法94条)、法令の目的や内容から、全国的に規制を統一する趣旨である場合や、地方公共団体による規制を認めない趣旨である場合は、これに抵触する条例を制定することはできない。



行政法

8

地方公務員の義務

- (1) **正しい。** 職員は、法令、条例、地方公共団体の規則等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない(地公法32条)。権限のある上司の命令であれば、それが違法と考えられる場合であっても従わなければならないが、命令の違法性が重大かつ明白である場合には、これに従う義務はない。
- (2) **正しい。** 枝文のとおり(地公法34条)。任命権者は、法律に特別の定めがない限り、職員が法令による証人となった場合は、これを許可しなければならない。
- (3) **正しい。** 枝文のとおり(地公法36条)。なお、地方公務員の政治的行為の制限違反に対する刑事罰の定めはないが、懲戒処分の対象にはなる(地公法29条1項)。
- (4) **正しい。** 枝文のとおり(地公法37条1項)。また、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおってはならないとされている(地公法62条の2)。
- (5) **誤り。** 公務員については、営利企業等に従事することが原則として禁止されるが、地方公務員の場合には、任命権者の許可があれば、営利企業の役員等となり、あるいは報酬を得る事業若しくは事務に従事することができる(地公法38条1項)。

行政法

9

苦情申出制度

- (1) **正しい。** 警察法79条1項には、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる」旨が規定され、苦情申出制度が定められている。
- (2) **正しい。** 警察法79条1項にあるように、苦情の申出は文書による必要がある。なお、具体的な手続は、苦情の申出の手続に関する規則2条に定められている。
- (3) **正しい。** 「苦情」とは、個別具体的な警察職員の職務執行の是正を求める不服又は個別具体的な勤務態度等に対する不平・不満をいうのであって、具体的な事実を特定しないで行われる抽象的な提言や不満は「苦情」に該当しない。
- (4) **正しい。** 都道府県公安委員会は、除外事由に該当する場合を除き、苦情の申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない(警察法79条3項本文)。
- (5) **誤り。** 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するために警察庁の警察官が行った職務執行については、警察法79条の苦情申出制度の対象となる(警察法79条2項、64条1項、5条4項16号)。改正警察法(令和4年3月31日公布・同年4月1日施行)により、警察庁に「サイバー警察局」が、関東管区警察局に全国を管轄区域とする「サイバー特別捜査隊」が設置され、それに伴い、① 重大サイバー事案を対処する警察庁の警察官(警察法64条1項)、② 重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官(警察法61条の3第4項)、の職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対して、文書によって苦情の申出をすることができる(警察法79条2項)。



行政法

10

犯罪の予防及び制止の事例

- (1) **正しい。** 刑事未成年者(刑法41条)による暴行罪に当たる行為を認めたとときでも、警告を発することができる。警職法5条の「犯罪の予防及び制止」は、犯罪の発生を未然に防止して社会公共の秩序を維持するという警察目的のためのものであって、犯人を処罰するという刑事目的のものではないから、同条の「犯罪」は犯罪構成要件に該当する違法な行為という要件を満たしていれば足り、有責性まで必要ない。
- (2) **正しい。** 警告の相手方である「関係者」には、犯罪を行おうとする者のほか、

S・A
40
解説

8

9

10

憲法

3人
P.22

1

Aテレビ局において、ヤミ金融Z社の実態が取り上げられ、熾烈な取立て現場の様子が放映された。警察は、これを端緒として捜査を開始し、Aテレビ局が保管する放映済みの取立て状況に関する録画記録媒体を捜索差押許可状により差し押さえた。

この場合において、捜索・差押えが報道・取材の自由を侵害しないか、報道・取材の自由と犯罪捜査の関係に触れつつ述べなさい。

POINT▶ 報道及び取材の自由が犯罪捜査との関係で制限される場合を具体的に述べる。

報道・取材の自由と犯罪捜査【事例】

- 答案構成▶**
- 1 結論
 - 2 報道の自由
 - 3 取材の自由
 - 4 犯罪捜査との関係
 - 5 事例の検討

答案例

1 結論

事例における警察による捜索・差押えは、報道・取材の自由を侵害しない。

2 報道の自由

(1) 意義

報道の自由とは、新聞やテレビ等のマスメディアを通じて、不特定多数の国民に事実を知らせる活動の自由をいう。

(2) 憲法上の保障

報道機関の報道は、国民が国政に関与するについて、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであることから、報道の自由は表現の自由を規定した憲法21条^{P.1}によって保障されている^{P.2}。

3 取材の自由

(1) 意義

取材の自由とは、報道をするために、事実に関する情報

note

^{P.1}憲法21条1項
集会、結社及び言論、
出版その他一切の表現の
自由は、これを保障する。
^{P.2}最決昭44. 11. 26

を収集する活動の自由をいう。すなわち、取材の自由は、報道機関の取材活動に対する公権力の介入からの自由を意味する。

(2) 憲法上の保障

判例は、報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するとしている^{P.3}。

^{P.3}最決昭44. 11. 26

4 犯罪捜査との関係

(1) 公共の福祉等による制約

報道の自由や取材の自由は絶対無制約なものでなく、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理である「公共の福祉」に基づく制約に服する^{P.4}。また、公正な裁判の実現というような憲法上の要請がある場合や、公正な刑事裁判を実現するために不可欠である適正・迅速な捜査の遂行という要請がある場合には、取材の自由がある程度の制約を受ける場合がある。

^{P.4}憲法13条
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(2) 報道機関の記録媒体への差押え

ア 問題点

報道機関の取材記録媒体を警察が差し押さえることは、報道の自由・取材の自由を侵害するかが問題となる。

イ 差押えの可否

捜査機関による適正・迅速な捜査の遂行は、公正な刑事裁判を実現するために不可欠なものであるから、報道・取材の自由は犯罪捜査の遂行の観点から制約され得る。また、このような観点から報道機関の取材記録媒体を差し押さえる場合において、その可否を決するに当たっては、捜査の対象である犯罪の性質・内容、証拠価値、適正・迅速な捜査を遂げる必要性と、押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度、及び将来の取材の自由が受ける影響その他諸般の事情を比較衡量すべきである^{P.5}。

^{P.5}最決昭44. 11. 26

ウ 判例

判例は、テレビ局が暴力団による債権取立ての際の暴行場面を収録・放映した後、司法警察員がそのビデオテープを押収した事案において、当該ビデオテープが暴力団による悪質な暴力事件の全容解明に重要な証拠価値